
組織・会則

岡山実験動物研究会役員

- 会 長 田坂賢二（岡山大・薬・教授）
- 理 事 矢部芳郎（岡山大・医・教授）
 " 三谷恵一（岡山大・文・教授）
 " 倉林 譲（岡山大・医・助教授）
 " 山下貢司（川崎医大・教授）
 " 石井 猛（岡山理大・教授）
 " 栗本雅司（林原生物化学研究所・
 所長）
- 常務理事 佐藤勝紀（岡山大・農・教授）
 " 亀井千晃（岡山大・薬・助教授）
 " 山本敏男（岡山大・歯・助教授）
 " 片山泰人（岡山大・医・講師）
 " 大森 斉（岡山大・工・教授）
 " 初鹿 了（川崎医大・教授）
 " 佐藤芳範（林原生物化学研究所・
 開発センター・副参事）
 " 内藤一郎（重井医学研究所・
 主任研究員）
- 監 事 湯原正高（岡山大・農・教授）
 " 中永征太郎（ノートルダム清心女子大・
 家政学部・教授）

〔第24回岡山実験動物研究会の開催〕

本年11月下旬から12月上旬に予定しております。本研究会の御案内は、会の日時、内容が決まり次第会員の皆様に御通知いたします。奮って御参加下さい。

〔事務局からのお知らせ〕

開かれた研究会をめざして、今後ともより一層の発展をはかってゆきたいと願っておりますので、会員の皆様には引き続きご鞭撻とお力添えを賜わりますようお願いいたします。

会の運営、企画などに御希望、御意見がありましたら、遠慮なく事務局までご連絡下さい。事務局の住所は以下の通りです。

岡山市津島中1丁目1-1（〒700）

岡山大学農学部内

TEL. 0862-51-8332

（佐藤）

〔会費納入のお願い〕

平成4年度の年会費として、1,000円を徴収いたしますので、本会報内に綴じ込まれている払込通知票を用いて、年会費を郵便局からお振込み下さいますようお願いいたします。

〔編集後記〕

4月発行を目標にしておりましたが、諸般の事情により発行が2ヵ月遅れてしまいました。心からお詫びいたします。御寄稿いただいた方々には厚くお礼申し上げます。次号（第10号）の発行は来年4月に予定しておりますので、会員の皆様には今後とも積極的な御寄稿をお願いいたします。

今回新たな試みとして広告掲載をさせていただきました。御協力をいただいた企業の方々にお礼申し上げます。

編集についての御希望、御意見などがありましたら、事務局までお願いいたします。

岡山実験動物研究会会則

(名 称)

第1条 本会は岡山実験動物研究会（英文名：Okayama Association for Laboratory Animal Science）と称する。

(組 織)

第2条 本会は岡山県内並びに県外において実験動物及び動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。

(目 的)

第3条 本会は実験動物及び動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら関連領域の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 学術集会、講演会等の開催
2. 会誌及び関係学術資料の刊行
3. 会員相互の連絡
4. その他必要と認められる事業

(会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正 会 員 本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または法人とする。
3. 名誉会員 本会の発展に功労があった者で、理事会の承認を経て推薦された者とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 理 事 15名以上20名以内（うち、会長1名及び常務理事若干名）
2. 監 事 2名
3. 評議員 若干名

(役員を選任)

第7条 会長及び常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事及び評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ理事会及び常務理事会を召集する。会長に事故あるときは、理事の互選により1名を選び、会長の仕事を代行する。
2. 理事は理事会を組織し、本会の会務を審議し、議決する。
3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
4. 監事は本会の会計を監査する。
5. 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問を受け、重要事項を審議する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の仕事の任期は2年とし、再選は妨げない。

(会 計)

第10条 本会の経費は正会員並びに賛助会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。

(運営規則)

第11条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認を受けることとする。

(総会の構成)

第12条 総会は正会員をもって組織する。

(退 会)

第13条 会員が脱会しようとするときは、退会届けを会長に提出しなければならない。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

本会則は平成2年12月1日より施行する。